

契 約 書 (案)

- 1 件 名 愛媛県農林水産研究所本所トイレ修繕業務
- 2 業 務 内 容 別添「仕様書」及び「設計書」のとおり。
- 3 履 行 期 限 令和 8 年 3 月 4 日 (水)
- 4 履 行 場 所 愛媛県農林水産研究所本所の本館 2 階、3 階及び 4 階のトイレ
(愛媛県松山市上難波甲 311 番地)
- 5 契 約 金 額 金 _____ 円
うち消費税及び地方消費税の額 金 _____ 円
- 6 契約保証金

上記の業務について、発注者 愛媛県知事 中村時広 (以下「発注者」という。) と受注者 _____ (以下「受注者」という。) とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

発注者 愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

愛媛県知事 中村時広 ㊞

受注者 住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者職氏名 ㊞

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、仕様書及び設計書等に従い、この契約を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の修繕を契約書記載の期限内に完了し、修繕目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その代金を支払うものとする。

3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 この契約の締結に要する費用その他この契約に関する一切の費用は、すべて受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第3条 受注者は、この業務の全部若しくはその主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(履行報告)

第4条 受注者は、設計書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(一般的損害)

第5条 修繕目的物の引渡し前に、修繕目的物又は修繕材料について生じた損害その他修繕の履行に関して生じた損害については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査及び引渡し)

第6条 受注者は、修繕が完了したときは、書面をもって、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、修繕の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 前項の場合において、検査に直接要する費用は受注者の負担とする。

4 発注者は、第2項の規定による検査によって修繕の完了を確認した後、当該修繕目的物の引渡しを受けるものとする。

5 受注者は、修繕が第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を修繕の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(代金の支払い)

第7条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以

内に代金を支払わなければならない。

（契約不適合責任）

第8条 発注者は、引き渡された修繕目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（1）履行の追完が不能であるとき。

（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（3）修繕目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第9条 発注者は、引き渡された修繕目的物に関し、第6条の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害等の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものである

ときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8 発注者は、修繕目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 引き渡された修繕目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の解除権)

第 10 条 発注者は、受注者がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 受注者が履行期限内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと発注者が認めるとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、発注者が行う検査の実施に当たり発注者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 受注者又は受注者の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

3 発注者は、第 1 項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した部分に相当する額の 10 分の 1 を違約金として受注者から徴収することができる。この場合において、受注者が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。

4 受注者は、第 1 項又は第 2 項の規定により発注者が契約を解除したときは、これにより被った損害について、発注者にその賠償を求めることができない。

(受注者の解除権)

第 11 条 受注者は、発注者がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(履行期限の延長)

第 12 条 受注者は、履行期限までに修繕を完了することができないときは、遅滞なくその理由を詳記して、履行期限の延長を願い出なければならない。この場合において、その理由が受注者の責めに帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることができる。

(修繕の履行遅延)

第 13 条 受注者は、自己の責めに帰すべき理由により履行期限までに修繕を完了することができなかったときは、履行期限の翌日から修繕を完了する日までの日数に応じ、契約金額に年 3 パーセントの割合を乗じて計算した額を、遅延損害金として、発注者に支払わなければならない。

2 前項の日数には、修繕の完了通知のあった日から検査を終了した日までの日数を算入しないものとする。

(事情変更による契約の変更)

第 14 条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、発注者と受注者とが協議して、書面により契約金額、履行期限その他の契約内容を変更することができる。

(その他)

第 15 条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）によるものとし、これに定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。